

災害時対応マニュアル

一般社団法人：フォーリーフクローバー

事業所名：放課後等デイサービス フォーリーフ

1. はじめに

地震、火災、風水害、その他災害に対処するために、防災マニュアルを定める。

- ①人命の保護を最優先する。
- ②事業所を保護し、業務の早期復旧を図る。

2. 想定される災害及び対策

(1) 地震

大きな地震に見舞われた時には、事業所が孤立する恐れがある。また、道路が遮断され、人、物の出入りができなくなることが想定され、さらに、電気や水道等が使えなくなることも想定される。そのような厳しい被災を前提に対応を検討する。

⇒安全確保、避難誘導、寝具、食料、水、暖房などの確保

(2) 火災（火事）

事業所内での火事に対しては、いかに防ぐかという取り組みと、万一発生した時の消火、及び、避難の訓練が必要となる。

⇒現場確認、通報、避難誘導、初期消火

(3) 台風・大雨（風水害）

台風や集中豪雨の発生により、交通が遮断され、敷地の一部が崩壊する等の被災が想定される。それに伴う停電等に見舞われることもあり得るため、孤立した際の対応も考慮しておくことが重要となる。

⇒安全確保、川の氾濫等の危険性の事前検討、食料などの確保

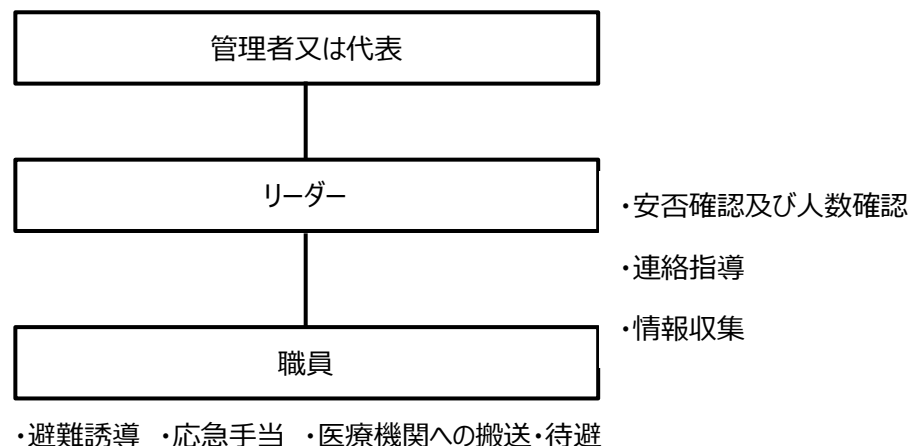
(4) 事業所建物での安全確保が困難な場合

被災により事業所建物が使えなくなった場合の対応も考慮しておく必要がある。

⇒安全な避難経路の確保、指定避難場所への誘導（別紙参照）、人数確認

3. 災害時における、緊急の組織体制

(1) 緊急時における職員の組織内容は以下の通りである。



4. 緊急連絡網

(1) 緊急連絡網

職員、利用児童（保護者）の連絡先（別紙参照）は普段から用意しておく。

大きな災害に見舞われた時に速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。

(2) 注意事項

災害が発生した時、速やかに職員へ連絡を取る。

連絡は簡潔に行い、長電話は避ける。（メール等の場合は定型文で迅速化を図る）

被災をして怪我や被害をうけた利用者及び職員に対し、必要なサポートを行う。

5. 情報の収集と提供

(1) 収集方法

情報収集の項目	情報収集の方法・担当者
利用児童・職員の安否確認	緊急連絡網により確認
被害状況の把握と記録（建物）	職員が収集 建物の被害調査を依頼
被害状況の把握と記録（設備・物品等）	職員が収集 業者に被害調査を依頼
ライフラインの被害状況 (水道・電気・電話・インターネット他)	職員で役割分担して、情報を収集及び必要な情報をまとめる
連絡（その他関係先）	関係防災情報一覧表による

(2) 注意事項

児童、職員の安否確認を行う（建物内の人員、外出中の人員）。

怪我人の有無（傷病程度も）を把握し、必要な救急措置を行う。

収集した情報は、まとめて事業所内に掲示等（誰でも見られる状態）をして、情報の一元管理を行う。

勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策を行う。

6. 関係防災情報一覧表

情報	機関	入手先名(機関名)	電話番号
災害専用	高崎市	高崎市災害時専用ダイヤル	027-321-5000
行政機関	消防	高崎広域消防局 高崎市北消防署	027-322-2391 027-362-1808 119
	市	高崎市役所	027-321-1111
交通情報	道路	日本道路交通情報センター	050-3369-6666
ライフライン	電気	東京電力	0120-995-007
	水道	上下水道局維持管理課 市役所経営企画課	027-321-1290 027-321-1280
その他		電話の故障に関するお問い合わせ	113
		NTT 災害伝言ダイヤル	171
天候	気象予報	気象予報	177
【国土交通省】防災情報提供センター https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/			

7. 初期活動（応急救護・初期消火・避難等）

初期活動一覧表		
応急救護	職員による応急処置	職員による応急手当を実施する。
	医療機関への搬送	119 番通報により、救急車を要請する。 ※同時多発災害の場合は、社用車で最寄りの病院へ搬送する。
初期消火	火の始末	地震の揺れが止まってから、火気使用場所を点検する。
	初期消火	火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 119 番通報を行う。 火災が大きくならないうちに、初期消火に努める。 大地震の場合は、消防車の到着が遅れることを考慮する。
	避難場所（建物火災）	決められた一時避難場所（別紙参照）へ避難する。
	非常持ち出し	予め必要な物が収納された非常用リュックサック。 (応急手当セット、懐中電灯、緊急連絡網など)
避難	大災害の発生時の集合場所	平常時から、壊滅的な大災害に備え、決められた指定避難場所（別紙参照）を確認しておく。（職員全員に周知しておく）

8. 災害時の対応

①身体 of 安全を図る

地震が発生したら、丈夫なテーブル・机などの下に潜り、しばらく様子を見る。（窓ガラスからも離れる）

②揺れが止まってから、火の始末

地震を感じたら、火の周辺には近づかず、揺れがおさまってから、落ち着いて火の始末をする。

（火や熱湯によるやけどの発生を防ぐ）

③火が出たらまず消火

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声を掛け合い、皆で協力して初期消火に努める。

（事業所内、消火器 1 カ所）

④あわてて外に飛び出さない

屋外は屋根瓦、ブロック塀、ガラスなど危険な物が飛散して危険が多いため、揺れが収まったら外の様子を見て、落ち着いて行動する。（外に出る時は、頭を保護し、靴やスリッパ等を使用し怪我の予防に努める）

⑤危険な場所には近寄らない

危険な場所（狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍らなど）にいるときは、急いでその場を離れる。

⑥がけ崩れ、川の氾濫などに注意

がけ崩れ、川の氾濫などの危険区域では、安全な場所に速やかに避難する。

⑦正しい情報で行動

テレビやラジオ、防災機関からの信頼できる情報に基づき行動する。デマに惑わされないように注意する。

⑧人の集まる場所では、特に冷静な行動に心掛ける

あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。

⑨避難は徒歩で、持ち物は最小限に

避難は徒歩（車・自転車は使用しない）で行う。身軽に行動できるように荷物は最小限に背負える物にする。

⑩自動車は左に寄せて停車

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に寄せて停車し、エンジンを止める。車を離れて避難する時は、キーを付けたまま、ドアロックもしない。貴重品を忘れず持ち出して徒歩で避難する。

※いかなる状況にも、臨機応変に対応する事を心掛ける。